

# 個店整備事業補助金のご案内

- 補助金の交付対象となる事業は、次に該当するものとします。  
市内事業者が所有又は賃借する市内店舗の改修工事等を、市内事業者が施工する事業及び備品等を購入する事業
- 補助金の交付対象者は、次のすべてに該当する事業者です。
  - ① 鹿沼市内で創業する者（鹿沼市が発行する鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受けている者）又は市内商業者  
※特定創業支援事業証明書は、特定創業支援事業者である鹿沼商工会議所、栗野商工会、栃木県産業振興センター、又は栃木県で創業支援を受けた者に対して発行されます。
  - ② 法人にあっては市内に商業登記を、個人にあっては市内に住民登録をしていること。
  - ③ 市税に関する滞納処分をされていないこと。
  - ④ 過去に同補助金の交付を受けていない者
- 補助金の交付要件は、次の要件を全て備えることとします。
  - ① 店舗が小売業、飲食業、サービス業又はその他市長が適当と認める業の店舗であること。
  - ② 鹿沼市や周辺環境のイメージを著しく損なうものでないこと。
  - ③ 市民生活の安全又は平穏を確保することを阻害するおそれのないこと。
  - ④ フランチャイズチェーン方式による運営でないこと。
  - ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる活動の目的としたものでないこと。
  - ⑥ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的としないこと。
  - ⑦ 施工する市内事業者が補助事業者の配偶者又は3親等内のものではないこと。

- 補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、次のとおりです。  
対象者が所有又は賃借する市内店舗の改修工事費（市内事業者が施工するものに限る）又は備品等（建物と一体として取り付けられる備品、設備等）購入費の2分の1以内
  - ・ 店舗住所が都市機能誘導区域内である場合・・・上限40万円
  - ・ 店舗住所が都市機能誘導区域外である場合・・・上限20万円
  - ・ 既に市内商業者の者・・・上限10万円※千円未満は切り捨て

- 申請手続きは、次のとおりです。 ※  が事業者の手続きになります

## 〈申請〉※事業実施前（業者見積の段階）に提出

- ① 補助金等交付申請書
- ② 補助事業等実施計画書
- ③ 補助事業等収支内訳書
- ④ 改修工事等に要する経費の内容がわかる見積書等の写し
- ⑤ 店舗の平面図又は立面図
- ⑥ 改修工事等を行う箇所の施工前の写真又は購入する備品等のカタログ等
- ⑦ 登記事項全部証明書の写し（法人の場合）又は住民票の写し（個人事業主の場合）※3か月以内に取得したもの
- ⑧ 鹿沼市特定創業等支援事業に関する証明書の写し（創業者のみ）
- ⑨ 風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する宣誓書（アルコール取扱店のみ）

↓  
補助金等交付決定

## 〈実績報告〉※事業の完了後すぐに提出

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 改修工事等に要した経費の内容が分かる領収書等の写し
- ③ 改修工事等を行った箇所の工事施工後の写真又は購入した備品等の写真

↓  
補助金等交付確定

## 〈請求〉※補助金等交付確定通知受領後15日以内に提出

- ① 補助金等交付請求書

↓  
補助金交付